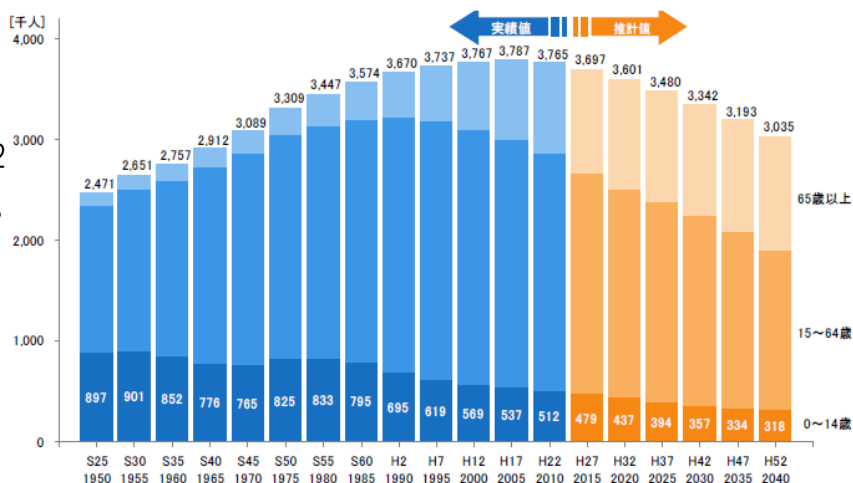


# 資料1 静岡県における人口構造の変化と県民の意識

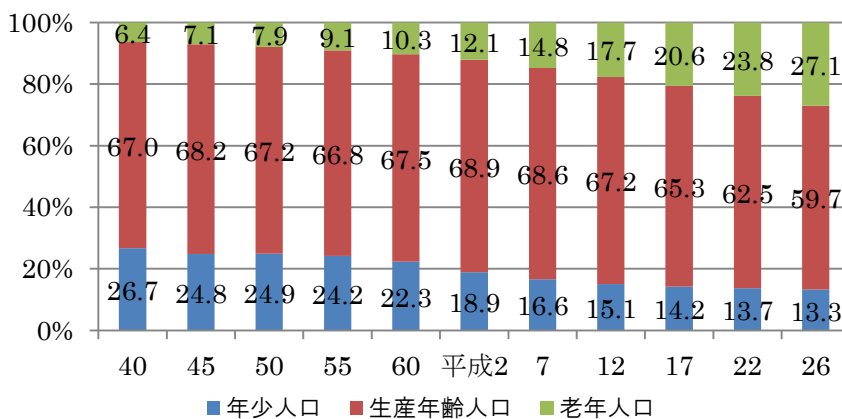
## 1 急速な人口減少

本県の総人口は、平成22年に減少に転じ、今後も一層減少が進み、平成52年の人口は約2割減少すると推計されています。  
 (平成26年4月現在：  
 3,700,800人  
 ※前年比16,678人減)



〔出所〕総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」

総人口の年齢3区分別人口割合の年次推移をみると、年少人口及び生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の老年人口割合は増加しています。

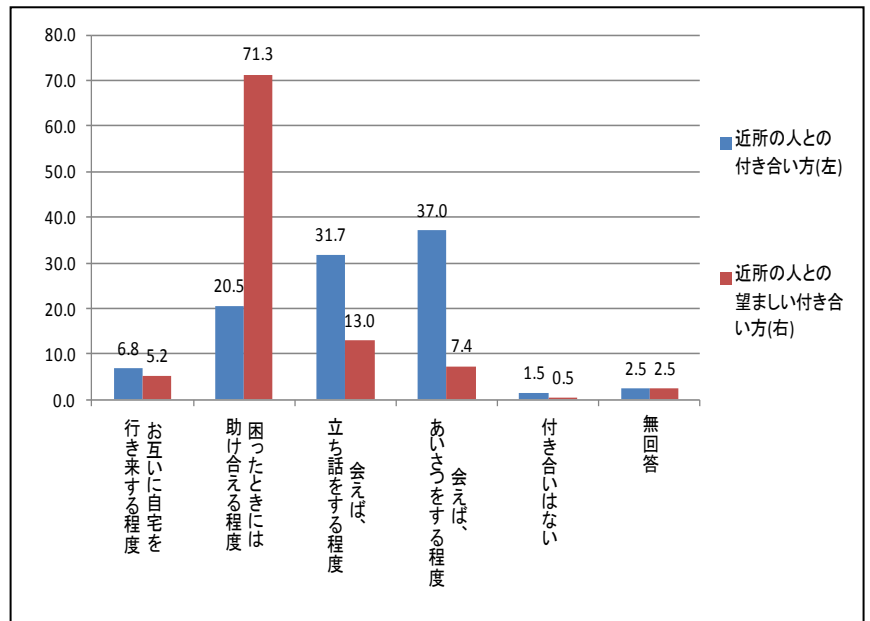


〔出所〕平成26年静岡県推計人口年報

○本県の高齢化率（65歳以上の人口比率）は、団塊の世代の方が65歳を迎え、過去最高の25.9%（平成26年4月現在）となり、高い上昇率を記録しています。  
 また、平成26年には、初めて県内全ての市町の高齢化率が20%を超えました。

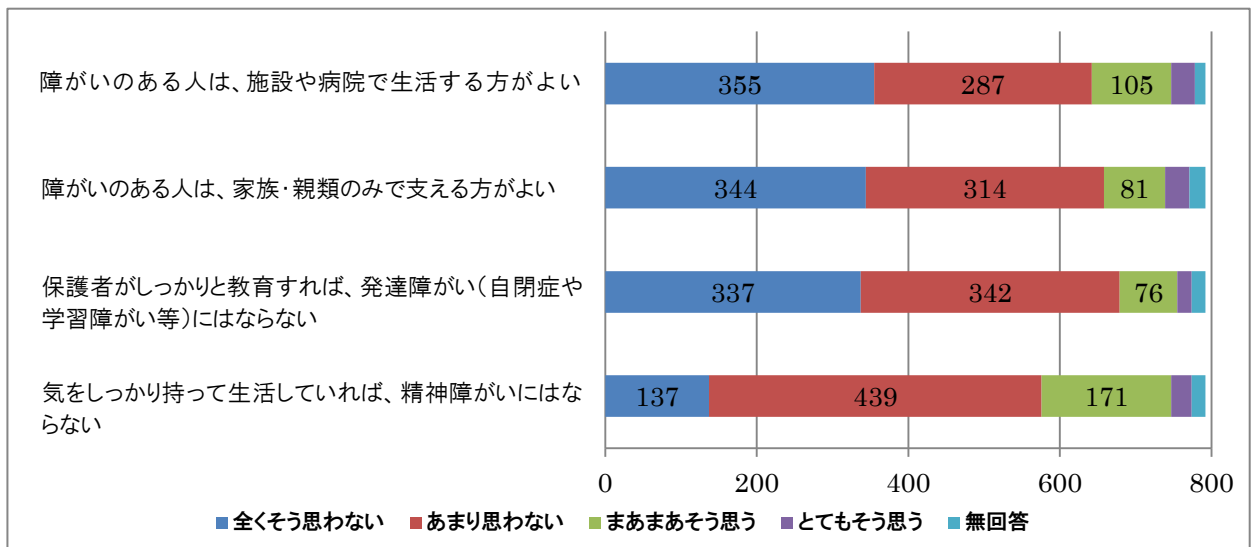
## 2 県民の意識

近所の人との付き合い方について、「会えば、あいさつをする程度」が多く、近所の人とのつながりの薄さが伺える一方、「困った時には助け合える」関係性を望んでおり、現実と理想に大きな差がある状況です。



県民の障がいのある方に対する偏見は依然として残っており、約1割強の県民が否定的な考えや認識を持っています。

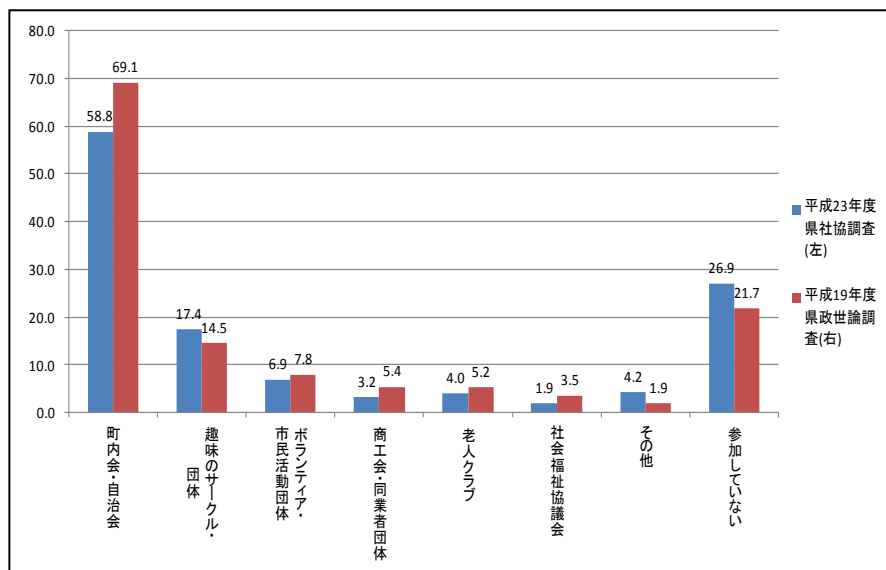
障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していく必要があります。



## 県民の地域活動への参加

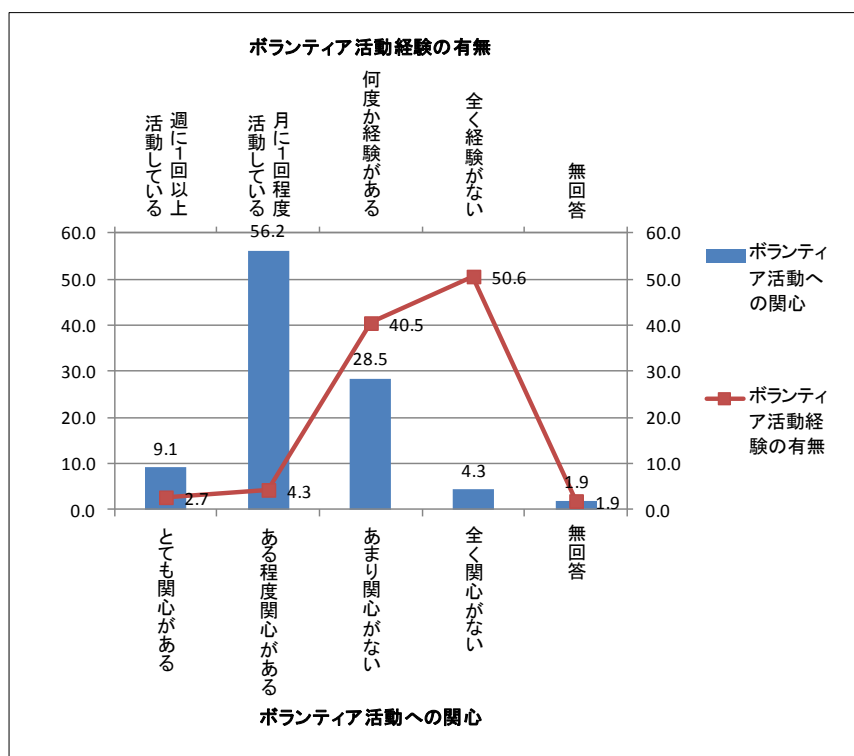
県民の地域活動等に関する県民意識調査（平成 23 年度）によると、地域活動に「参加していない」人が約 3 割弱を占めています。

○「趣味のサークル・団体」活動を除き、地域活動への参加率は下がっており、「参加していない」人が増えています。



※平成 19 年度県政世論調査の「ボランティア・市民活動団体」は、「ボランティア(5.7%)と「市民活動団体(2.1%)」の合算  
 ※平成 19 年度県政世論調査には、「子育て支援サークル・団体」の項目がないため表から削除

ボランティア活動に関心がある人が約半数を超える一方、全く経験がない人が約半数であり、意識は高いが活動に結びついていない傾向があります。



○老人クラブ加入率、子ども会加入率等既存の地域活動団体の加入率は年々減少傾向にあります。

（子ども会加入率：平成 20 年 66.6%→平成 25 年 63.7%）

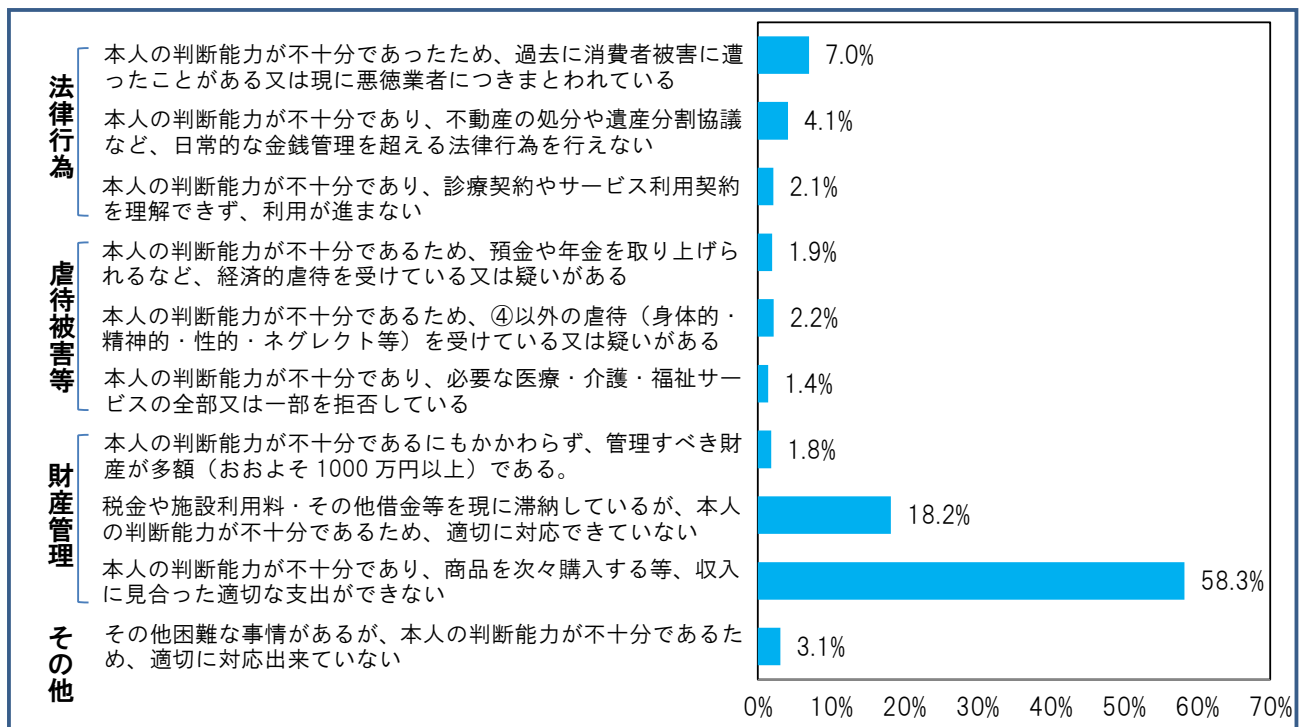
（老人クラブ加入率：平成 20 年 20.2%→平成 25 年 14.5%）

## 支援を必要とする人の状況（多様な福祉課題の顕在化）

成年後見制度等の権利擁護が必要な「要支援者」は 22,000 人以上存在します。

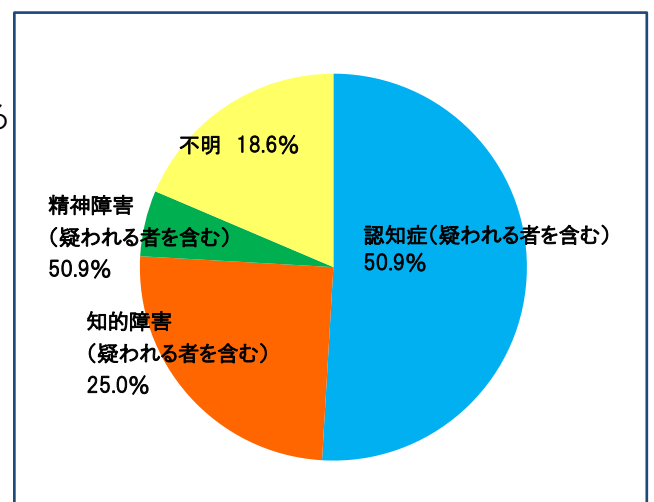
支援を要する内容としては、法律行為 17,830 人（79.5%）、虐待被害等 1,201 人（5.4%）、財産管理 1,830 人（8.2%）、その他 1,566 人（7.0%）でした。

（平成 26 年度社会福祉施設事業所等における成年後見制度に関する実態調査、県社協）



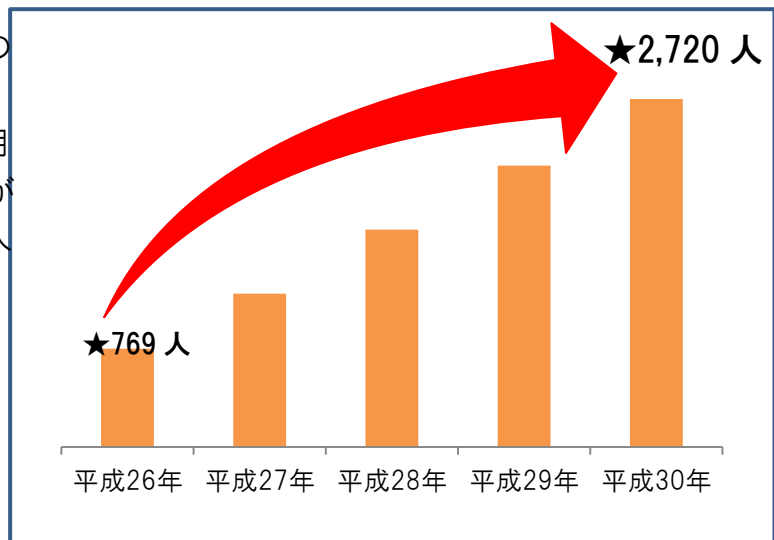
※ 1 人で 2 つ以上の項目に該当する場合は、特に支障が生じている項目を選択

○要支援者の主要な障害等類型は認知症（疑われる者を含む）11,423 人、知的障害（疑われる者を含む）5,599 人、精神障害（疑われる者を含む）1,235 人、不明 4,170 人でした。



○要支援と回答された 22,427 人の内、身寄りがない・近隣に親族がない人が 1,447 人、親族はいるが協力を得ることが困難な人が 2,182 人でした。

施設・事業所として成年後見制度の申立てに向けて準備・検討している要支援者数は769人（平成26年7月時点）であり、今後5年間で申立てが必要と見込まれる要支援者は2,720人にのぼることが想定されます。



○申立て上の課題としては、「申立人（親族）の協力が得られない」が21.1%、次いで「本人の利用拒否」が13.8%、「後見人への報酬支払困難」が13.4%、「申立て費用」が12.0%と費用面の課題が多くなっています。

## 1 方向性

### (1) 福祉課題・生活課題への挑戦

社会福祉関係者の結集を促し、福祉課題・生活課題の解決に積極的に取り組みます。とりわけ、社会福祉関係者が長年取り組んできた社会的孤立と、孤立等から生じる経済的困窮の課題への対応を強めていきます。

### (2) 制度外の事業展開

国会及び社会福祉法人の公益性を高め、制度内の枠にとらわれず、制度外の福祉サービス事業の展開を積極的に進めます。

### (3) 横断的な事業執行体制

従来事業や補助・委託の枠組みにとらわれず、新たな福祉課題・生活課題の解決に焦点をあて、横断的な事業執行体制を構築します。

### (4) 組織の発展・強化

上記を実現するため、組織の強化・発展を図ります。

## 2 機能

機能	基本的な考え方
広域機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの貧困や生活困窮、障がいのある方の地域生活移行など社会全体として取り組んでいくべき重要な課題に取り組むとともに、広域における標準的な指針を提示します。</li> <li>(モデル事業という形で先導的な取組を実施し、その成果を全県に普及します)</li> </ul>
補完機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに行政が行うことが困難であったり、市町段階では容易に取り組めないような困難性の高い課題に取り組みます。</li> <li>市町社協や事業者への支援は一律のものと考えず、地域の規模や実情に応じた対応を図ります。</li> </ul>
専門機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における利害調整等を行う「第三者機関」の役割を担います。(生活福祉資金貸付、日常生活自立支援事業、福祉サービス運営適正化委員会等)</li> <li>単独の事業体では完結できないような専門的な課題について、個別支援(経営支援等)や人材養成を行います。</li> </ul>
政策提言 連絡調整 機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町社協等の基幹的なネットワークをもって、総合的に地域住民の福祉ニーズを把握し、できるだけ地域間格差を解消していくような情報提供と調整、働き掛け、政策提言等を行います。</li> <li>広域的に設置されている保健、医療、労働、教育、法務等の関係機関と地域との連携・協働を図ります。</li> </ul>
情報提供 機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的な社協ネットワークを機軸として、全国各地の福祉情報や新たな課題への対応事例、そのノウハウなどを収集・分析し、地域の実践に役立つ情報を、県内の市町社協、社会福祉事業者等関係組織へ迅速に提供します。</li> </ul>

# 策定経過

## 1 理事会・評議員会

開催年月日	内 容
平成 26 年 5 月 27 日	第四次活動推進計画の策定方針等について
平成 26 年 10 月 29 日	第四次活動推進計画骨子（案）について
平成 27 年 3 月 24 日	第四次活動推進計画（案）について

## 2 企画調査委員会

開催年月日	内 容
平成 26 年 3 月 14 日	第三次活動推進計画の進捗状況等について 第四次活動推進計画の策定方針（案）について
平成 26 年 8 月 1 日	第四次活動推進計画の策定方針等について 第三次活動推進計画の検証及び現状と課題について
平成 26 年 9 月 29 日	第四次活動推進計画骨子（案）について
平成 27 年 1 月 26 日	第四次活動推進計画（案）について

## 3 地域福祉のあり方を考えるブロック会議

県内6ブロックにおいて開催し、県内の地域福祉を取り巻く現状と課題を把握

## 4 市町社会福祉協議会からの意見聴取

実施時期	内 容
平成 26 年 8 月	第四次活動推進計画策定に係る意見 (県内の現状・課題等を踏まえ、県社協に期待する役割等について)
平成 27 年 2 月	第四次活動推進計画（案）について

## 5 パブリックコメント（意見募集）

- (1) 意見募集の方法 本会ホームページに第四次活動推進計画（案）を掲載  
※本会機関紙及びメールマガジン等により周知
- (2) 意見の募集期間 平成 27 年 2 月 1 日～2 月 16 日

## 6 第四次活動推進計画策定会議・作業部会・ワーキンググループ

- (1) 策定会議 毎月の定例部課長会議にて協議
- (2) 作業部会 平成 25 年度から 9 回開催、その他主任・主事会議にて協議
- (3) ワーキンググループ 作業に合わせて適宜実施

# 企画調査委員会 委員名簿

(任期) 自 平成 26 年 7 月 1 日～至 平成 28 年 6 月 30 日  
(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属・役 職 名	分 野
石 川 一 夫	(福)富士市社会福祉協議会常務理事	社会福祉協議会
大 高 榮 次	静岡県民生委員児童委員協議会常任理事	職能団体
勝 山 明 彦	静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課長	行 政
★加 藤 秀 郷	(福)静岡恵明学園児童部施設長	社会福祉法人
武 居 敏	(福)松溪会理事長	社会福祉法人
知 久 昌 樹	(株)静岡新聞社営業局専任局長	報道機関
土 屋 幸 己	富士宮市保健福祉部福祉総合相談課参事	行 政
津 富 宏	静岡県立大学国際関係学部教授	有識者
鳥 羽 茂	(N)静岡県ボランティア協会理事兼事務局長	市民活動
鳥 居 巖	静岡県手をつなぐ育成会副会長	当事者団体
二 藤 武 司	静岡県市町社協連絡協議会会長 (伊豆の国市社会福祉協議会事務局長)	社会福祉協議会
☆日 詰 一 幸	静岡大学人文社会科学部法学科教授	有識者
藤 本 健太郎	静岡県立大学経営情報学部経営情報学科准教授	有識者
見 野 孝 子	(N)ライフケア浜松理事長	民間福祉事業者
山 本 たつ子	(福)天竜厚生会理事長	社会福祉法人

(注) ☆…委員長、★…副委員長



## 第四次活動推進計画策定会議名簿

(部署順)

氏名	所属・役職名	備考
杉田 勇三	常務理事	
小長井 清	事務局長兼総務部長	
松下 安孝	総務部総務課長	作業部会スタッフ
柿澤 彰	福祉企画部長兼経営支援課長	作業部会長
西村 慎言	福祉企画部地域福祉課長	作業部会スタッフ
田辺 光男	生活支援部長	
松田 智	生活支援部生活支援課長兼権利擁護課長	作業部会スタッフ
青野 剛明	福祉人材部長	
粂田 一博	福祉人材部研修課長	作業部会スタッフ
袴田 敦子	福祉人材部人材課長	作業部会スタッフ
<b>(作業部会)</b>		
松浦 史紀	総務部総務課主事	
青木 弘子	総務部総務課主事	
天野 靖子	生活支援部生活支援課主任	
海野 芳隆	生活支援部権利擁護課主任	
杉本 優子	生活支援部権利擁護課主事	
曾根 允	福祉人材部研修課主事	
古木 秀子	福祉人材部人材課主任	
寺澤 友裕	福祉人材部人材課主事	
小澤 裕美	福祉人材部人材課主事	
鈴木 貴也	福祉企画部経営支援課主事	
佐藤 隆	福祉企画部経営支援課主事	
木村 綾	福祉企画部地域福祉課主任	庶務
村松 奈々	福祉企画部地域福祉課主事	庶務
松永 和樹	福祉企画部地域福祉課主事	庶務
窪田 亮	福祉企画部地域福祉課主事	庶務

# 用語説明

## あ（ア）行

### 【ICF（国際生活機能分類）】

ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）は、人間の生活機能と障害の分類法として、2001年5月、世界保健機関（WHO）において採択されました。この特徴は、1980年に出されたWHO国際障害者分類（ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えたことにあります。

### 【NPO（Non Profit Organization）】

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称で、県内では1,244団体（内閣府HP 平成27年1月末現在）が認証されています。

### 【居場所】

地域に住むあらゆる世代の人々が「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に参加することができる場所です。静岡県では、「ふじのくに型福祉サービス」の1つとして位置づけられています。

## か（カ）行

### 【グループスーパービジョン】

スーパーバイザー（指導される者）が複数で、グループ形式のスーパービジョン（指導する者と指導される者との関係面における対人援助法で、対人援助職者が常に専門家としての資質向上を目指すための教育方法）の形態をさします。

### 【県災害ボランティア本部・情報センター】

災害時において県地域防災計画に基づき、県が、県社協及び県ボランティア協会と連携して、静岡県総合社会福祉会館シズウエル2階に設置する、県内全域を対象にボランティア活動の支援を行う広域拠点です。

### 【県民福祉の日】

静岡県では、昭和63年、1月1日から数えて294日にあたる10月20日を「福祉の日」として、制定している。この趣旨は、294（福祉／フクシ）の語呂合わせを発想の起点とし、「福祉の日」を定めることにより県民に福祉の意義を訴えようとしたものである。

### 【権利擁護】

①侵害されている、あるいは諦めさせられている本人（仲間）の権利がどのようなものであるかを明確にすることを支援するとともに、②その明確にされた権利の救済や権利の形成・獲得を支援し、③そ

これらの権利にまつわる問題を自ら解決する力や、解決に必要なさまざまな支援を活用する力を高め支援することをいいます。

### 【コミュニティソーシャルワーク】

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援を関係者と協働して統合的に展開する実践です。

### 【コミュニティワーク】

地域における生活問題とその問題を抱える住民が、自ら主体的に問題解決するように福祉サービス資源の効果的な整備や連絡・調整システムづくりをしながら、問題を総合的・関係的に捉え、地域住民の福祉活動への参加を働きかける援助技術をいいます。

## さ(サ)行

### 【社会福祉協議会】

通称「社協」と呼ばれています。地域福祉の推進を図ることを目的とする民間組織です。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されています。地域住民をはじめ、社会福祉の関係者や、保健・医療・教育など関連分野の方々の参加・協力によって、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざした活動を行っています。すべての市区町村、都道府県・指定都市及び全国段階に設置されています。

### 【社会福祉人材センター】

社会福祉法に基づき福祉人材確保のために都道府県知事の指定を受けて都道府県社会福祉協議会に設置されている公的な機関です。①福祉の仕事を探している人と人材を求めている社会福祉サービス事業者との橋渡し、②福祉の職場についての理解と関心を深めていただき、仕事として志す人々の支援、③社会福祉事業従事者等のための研修を行っています。

### 【市民後見人】

専門職や社協などの職業後見人以外の者のうち、本人と親族関係ないし交友関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体や大学等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識、技術、態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所より後見人として選任された人をいいます。

### 【小地域ネットワーク活動】

小地域(概ね小学校区)を単位として要援護者一人ひとりを対象に、保健・福祉・医療の関係者と住民が協働して進める、見守り・援助活動で、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者世帯などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支え合い・助け合い活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めようというものです。

### 【小地域福祉活動リーダー】

地域住民が主体となって地域福祉活動を進めていくために、小地域で中心となって福祉活動に取り組む人材をいいます。

### 【生活支援コーディネーター】

改正介護保険制度により、平成 27 年 4 月から段階的に、市町村域及び日常生活圏域に配置され、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいいます。

### 【生活困窮者自立支援制度】

平成 27 年 4 月に施行された制度であり、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施します。

### 【生活福祉資金貸付事業】

静岡県の民生委員が提唱した「世帯更生運動」に端を発し、昭和 30 年(1955 年)に制度化されました。低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう資金の貸付けと必要な相談支援を行う制度です。

### 【成年後見制度】

判断(意思)能力が著しく低下した方に対し、家庭裁判所による法定後見人を選任し、本人の利益行為を代行して後見する制度です。民法が改正され、平成 12 年(2000 年)4 月から実施されています。

## た(タ)行

### 【多文化共生】

県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすことをいいます。静岡県では、平成 20 年 12 月 26 日に「静岡県多文化共生推進基本条例」を制定しています。

### 【多文化ソーシャルワーカー】

外国人県民の抱える生活上の問題点に対し、文化的・社会的背景を踏まえて専門的相談に応じ、関係機関・対象に働きかけ、解決まで一貫して支援する人材をいいます。

### 【地域公益事業】

社会福祉法人制度の改革に伴い、社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は定額の料金で福祉サービスを提供すること(地域公益事業)を責務として規定する社会福祉法等の一部を改正する法律案が、第 189 回通常国会(平成 27 年)に提出されています。

### 【地域福祉計画】

地域社会における住民の福祉の向上を図るため、地域福祉の推進に必要な施策や事業・活動を総合的、かつ計画的に進める計画です。平成 12 年(2000 年)6 月の社会福祉法の施行に伴い、市町村は平成 15 年(2003 年)以降、地域福祉計画を策定する努力義務が法定化されています。

### 【地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーク）】

コミュニティソーシャルワーク(地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援を関係者と協働して統合的に展開する)の実践者をいいます。

### 【地域福祉推進基礎組織】

地域を基盤とした住民の地域福祉活動を推進する基礎的な組織で、住民自身が、自分達の生活する地域の生活課題を主体的にとらえ、その課題解決に向けて自発的な活動を行っています。「地区社協」のように固有の組織をつくらず、自治会・町内会などのコミュニティ組織の中に福祉部や福祉委員を置くところもあります。活動範囲は、自治会単位、小・中学校単位など地域によってさまざまです。

### 【地域包括ケアシステム】

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

## な（ナ）行

### 【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のお手伝いを契約に基づいて実施する事業です。

### 【入居債務保証事業】

静岡県では、児童養護施設等に入所の子どもが、就職、進学又はアパート等への入居に際して、施設長が身元保証人や連帯保証人になった場合の損失補填制度である「施設入所児童等自立促進事業」を、平成15年に全国で3番目に整備しました。しかしながら、申込対象年齢や保証期間に一定の制限があること、加えて施設長の負担が大きいことから、保証人を受けることについて了解を得られないケースも散見されています。さらに、平成19年に全国社会福祉協議会が同様の制度を整備したため、本計画の重点プロジェクト事業において、現行制度ではカバーできない年齢層を保証できるよう見直しを行うとともに、高齢者等を含めた新たな保証制度の創設を検討していきます。

## は（ハ）行

### 【ひきこもり】

一般的には、さまざまな要因が重なって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをさします。何らかの理由（生物学的要因、心理的要因、社会的要因など）がさまざまに絡み合っ、周囲の環境に適応できにくくなった時「ひきこもり」という現象が現れるといわれています。

### 【福祉サービス運営適正化委員会】

社会福祉法に基づき都道府県社会福祉協議会に設置されている公的な機関です。福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスの利用者等からの苦情の解決を適切に図ることにより、福祉サービス利用者の利益を保護することを目的としています。

### 【福祉サービス第三者評価事業】

社会福祉法第 78 条では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」と規定されています。福祉サービス事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。

### 【福祉避難所】

福祉避難所とは、既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。

### 【ふくしんぼうし】

静岡県福祉人材センターのマスコットキャラクターで、福祉サービスの担い手の確保・育成をはじめ、福祉の仕事の正しい理解をめざし、福祉の仕事の魅力ややりがいを広く県民に広報しています。

### 【保育士・保育所支援センター】

保育士資格を保有しているが現在保育所に勤務していない方に、保育士として活躍していただけるよう、再就職支援や保育所の人材確保の支援等を行います。

## ま（マ）行

### 【民生委員・児童委員】

地域の中で住民から社会福祉に関わる相談に応じ、支援を行うボランティアです。全ての地域に配置され、静岡県では、6,854 名(平成 26 年 12 月末現在)の方が活動しています。